

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

福岡市東区箱崎2丁目54-1

処 分 庁 福岡市東福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成21年2月17日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨は、本件処分（住宅維持費の申請の一部却下）の取消しを求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

処分庁は、住宅維持費の申請に対し、補修の必要性が認められかつ社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度の補修の規模は申請されたものの一部であるとして、本件処分を行った。しかし、本件処分は、法第2条、3条、5条、8条



及び9条に定める保護の原理・原則に反し違法、不当である。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由の要旨は、次のとおりです。

法第8条は、「基準及び程度の原則」を定め、法第9条は、「必要即応の原則」を定めている。また、住宅維持費の給付について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、「補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること」と規定している（第7の4の（2）のア）。

請求人は、畳の縁及びふすまの様相が異なることを理由に住宅維持費申請箇所全体の補修を求めているが、最低生活維持のために必要な補修とは認められない。処分庁は、申請箇所について、損傷の程度から補修の必要性が認められ、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度の補修の規模は、申請されたものの一部であると判断し、法及び局長通知に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分について違法又は不当な点はない。

## 第3 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

### 1 平成14年8月9日

請求人世帯は、同日付けで保護開始された請求人、請求人の長女及び請求人の二女の3人世帯であること。

### 2 平成14年9月

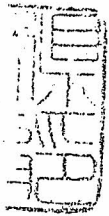
請求人世帯は、寄宿先の知人宅から現住居へ転居したこと。

### 3 平成20年12月2日

請求人は、畳及びふすまの張り替えをしたい旨の手紙を郵送し、同日、処分庁はこれを受領したこと。

### 4 平成20年12月8日

処分庁は、請求人宅を訪問し、畳及びふすまの状況を調査し、6畳間の畳2枚が結露によりカビが生えていること及び6畳間と6畳間の仕切りのふすま1枚が破れていることを確認したこと。処分庁は、当該部分についてのみ補修が認められる旨説明したところ、請求人は、畳店で就労しているが、通常、畳とふすまの一部のみを取り替えることはなく、納得できない旨述べたこと。



5 平成20年12月10日

処分庁は、請求人に電話し、必要最小限の支給しかできない旨説明したところ、請求人は、畳の縁及びふすまの模様がちぐはぐになってしまうことを理由に畳12枚及びふすま7.5枚について住宅扶助（住宅維持費）の申請（以下「本件申請」という。）をする旨述べたこと。

6 平成20年12月11日

請求人は、処分庁を訪れ、次のとおり本件申請を行ったこと。

畳表替12枚×4,500円=54,000円

ふすま張替7.5枚×3,000円=22,500円

消費税 3,825円

合計 80,325円

7 平成20年12月25日

処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件申請について、補修の必要性があるのは、畳2枚とふすま1枚であること、査察指導員及び地区担当員で再度実地調査を行い、損傷の程度によっては補修対象が増えることとしたこと。

8 平成21年1月15日

処分庁は、査察指導員及び地区担当員の2名で請求人宅を訪問し、畳及びふすまの状況を確認したこと。その結果、畳の約8割にはカーペットが敷いてあり、見える範囲の畳については、老朽化はあるものの交換は要しない程度の損傷であること、ふすま1枚は破れているがそれ以外のふすまは、老朽化はあるものの交換は要しない程度の損傷であることを確認したこと。

これにより処分庁は、補修の必要があるのは、カビが生えている畳2枚及び破れているふすま1枚であると判断したこと。

9 平成21年1月16日

処分庁は、本件申請に対し、その一部の補修を認め、次のとおり支給する旨の本件処分を行い、同変更決定通知書を請求人に送付したこと。なお、同通知書には、保護を決定した理由として、畳とふすまの損傷の状況を実地調査した結果、補修の必要性が認められかつ社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度の補修の規模は、畳表替2枚、ふすま張替1枚と判断する旨記載されていたこと。

畳表替2枚×4,500円=9,000円

ふすま張替1枚×3,000円=3,000円

消費税 600円

合計 12,600円



10 平成21年1月20日

請求人は、処分庁における住宅維持費の審査基準の開示を求めるため行政手続法に基づく審査基準の開示申込書を提出したこと。

11 平成21年2月2日

処分庁は、上記開示申込みに対し、局長通知など厚生労働省が示した関係通知以外に具体的な審査基準はない旨回答したこと。

12 平成21年5月8日

審査庁は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第29条に基づき請求人宅において畳及びふすまの状況について検証を行ったこと。その結果、畳の約8割にはカーペットが敷かれており、カーペットの下の畳にはガムテープによる補修が2か所（それぞれ約20センチメートル）認められ、ふすま1枚が破れていることを確認したこと。

#### 第4 審査庁の判断

##### 1 住宅の補修及びその規模・程度に関する法及び関係通知について

(1) 法は、最低生活について、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と規定しています。また、法は、保護の基準及び程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）こととし、厚生労働大臣の定める基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」（法第8条第2項）と規定しています。

さらに、法は、住宅扶助について、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と規定しています。

これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。）を定めています（別表第3 住宅扶助基準）。

補修費等住宅維持費の額（年額） 118,000円以内

- (2) 局長通知は、「補修費等住宅維持費は被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること。なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。」と規定しています（第7の4の（2）のア）。

生活保護行政の適切な運営という観点から厚生労働省社会・援護局保護課が作成した「生活保護問答集」（平成21年3月31日付け事務連絡）では、住宅費について、「住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して「住まいの確保」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる。具体的には、日々の生活の場としての家屋の家賃、間代、地代等のほか、破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障するものである。」（第7の3）としています（生活保護業務の指針として平成5年に厚生省社会・援護局保護課が監修し作成した生活保護手帳別冊問答集も同旨）。

- (3) 以上の規定を総合すると、住宅の補修は、破損の程度にかかわらず無制限に認められるわけではなく、現に居住する家屋が破損等により衛生上あるいは生活上、住宅としての機能に障害が生じており被保護者において補修を行う必要がある場合に、補修の規模や一般低所得世帯における取扱いの状況等を勘案の上、厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において補修の要否を判断すべきものと思料されます。

また、補修の要否の判断にあたっては、その性質上実施機関に委ねられた裁量の要素が大きいことから、実施機関においては、破損の状況を詳細に調査し、住居としての機能にどのような障害が生じているのか慎重に調査する必要があるものと思料されます。

## 2 本件処分について

以上のことを踏まえ、前記審査請求の理由及び処分庁の弁明から、本件の争点は、①本件申請に係る畳及びふすまの損傷の状況は、どの程度であったか、②損傷の程度から補修の必要性が認められる補修の規模はどの範囲か、また、補修の要否の判断にあたって十分な調査が行われたかであると思料されますので、以下検討します。

- (1) 本件申請に係る畳及びふすまの損傷の状況について

ア 畳について

前記認定事実のとおり、請求人からの畳及びふすまの補修の申し出に対し、処分庁は、2回にわたってその状況を実地に確認し慎重を期していることが認められます（第3の4及び8）。その結果、処分庁は、畳の約8割にはカーペットが敷いてあり、見える範囲の畳については交換を要しない程度の損傷であるとして、補修の必要があるのは、カビが生えている畳2枚であると判断しています。

イ ふすまについて

処分庁は、2回にわたって実地に確認し、ふすま1枚は破れているがそれ以外のふすまは、交換を要しない程度の損傷であることを確認し、補修の必要があるのは破れている襖1枚であると判断しています（第3の4及び8）。

(2) 補修の規模・程度、慎重な調査について

ア 畳について

本件申請に係る畳の損傷の状況について、審査庁が検証を行った結果によれば、カーペットの下の畳には、ガムテープによる2か所の補修がなされていることが確認されています（第3の12）。処分庁の実地による確認の時点においてカーペット下部の畳に損傷があったか否かは明らかではありませんが、カーペットは吸放湿性など畳本来の機能を阻害する側面があり、むしろ請求人宅においては、畳の損傷箇所の拡大防止やすり切れた畳表が衣服に付着することを防ぐために敷かれていたことが窺えます。このような状況においては、処分庁は、カーペット下部についてもその損傷状況を確認の上、補修の要否について検討すべきであったと思料されます。

処分庁は、カーペット下部についての状況確認を欠いたものと言わざるを得ず、カーペットの下部について検討を欠く処分庁の調査は、不十分であったと言わざるを得ません。

イ ふすまについて

本件申請に係るふすまの損傷の状況は、上記のとおりであり、審査庁が行った検証においても同様の状況が認められ（第3の12）、破損等により衛生上あるいは生活上、住宅としての機能に障害が生じているのは、ふすま1枚であると認められます。

上記認定事実のとおり請求人は、畳店で就労しており、通常、畳とふすまの一部のみを取り替えることはなく納得できない旨を処分庁に対し述べていますが（第3の4）、前述のとおり、住宅の補修は、現に居住する家屋が破損等により衛生上あるいは生活上、住宅としての機能に障害が生じている



ことを前提に認められるものであり、畳の縁やふすまの様子が異なってしまうことのみをもって補修の必要性を認めることはできません。

(3) まとめ

以上のとおり、補修の要否の判断にあたっては、その性質上実施機関に委ねられた裁量の要素が大きいことから、実施機関においては、破損の状況を詳細に調査し、住居としての機能にどのような障害が生じているのか慎重に調査する必要があるところ、カーペット下部の畳の補修の要否について検討を欠く処分庁の調査は、不十分であり、当該調査に基づき行われた本件処分は、この点において相当でなかったと言わざるを得ません。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

なお、この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決について、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)処分の取消しの訴えを、あるいは福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

平成21年7月28日

福岡県知事 麻 生

